

**事業事前評価表**  
**国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課**

**1. 基本情報**

国名：ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年6月28日

**2. 事業の背景と必要性**

（1）当該国における人材育成の現状・課題及び本事業の位置付け

ミャンマーにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

2011年の民政移管後、ミャンマー政府は、民主化、対外開放、経済自由化路線を推進し、2030年までの長期的視点に立った国家総合開発計画（NCDP: National Comprehensive Development Plan）を2014年に策定した。本計画では、発展的・多角的・持続可能な経済の構築と人間を中心に置いた包括的な経済成長の保証を2つの長期目標として、それらを実現するため、①統治と制度の強化、②ビジネス環境の整備と有力事業の創造、③海外と国内の連結及び経済統合の拡張、④国際的競争力のある分野の育成、⑤将来性の高い地域経済の発展、⑥人材育成及び貧困の減少、⑦資源の保全・保護の7つの戦略を掲げている。本事業は、本計画に基づき、以下の重点分野を設定している。

- 1) 国民の生活向上のための支援（農業・農村開発、防災、保健行政/政策）
- 2) 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（法律、公共政策/行政、経済/経営、国際関係、教育開発・計画）
- 3) 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援（ICT、運輸/交通、電力/エネルギー、都市開発計画）

それぞれの分野において、中長期的な政策・計画の策定・立案能力をもった人材の育成が重要であり、本事業はそのための支援として位置づけられる。

（2）人材育成に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ミャンマー連邦共和国経済協力方針（2012年4月）では、「国民の生活向上のための支援」、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を重

点分野として定めており、本事業の援助重点分野と開発課題は、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

また、2016 年 11 月の両国の首脳会談において示された「日ミャンマー協力プログラム」の中で、「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」が柱の一つとされており、本事業は、産業政策をはじめ国の開発政策を担う行政官等を育成する案件として位置づけられる。

(3) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施する主なドナーとして、主にオーストラリア、中国、インド、韓国等が挙げられる。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

ミャンマー政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 48 名（修士課程 44 名、博士課程 4 名）の留学生が、本邦大学院において、ミャンマーにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 3 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

620 百万円（概算協力額（日本側）：620 百万円、ミャンマー側：0 円）

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月～2023 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ミャンマーにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ミャンマー政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育省、計画・財務省、外務省、在ミャンマー日本国大使館、JICA ミャンマー事務所

- (7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動：特になし。
  - 2) 他援助機関等の援助活動：特になし。
- (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
- 1) 環境社会配慮
    - ① カテゴリ分類：C
    - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
  - 2) 横断的事項：特になし。
  - 3) ジェンダー分類：「ジェンダー主流化ニーズ・分析案件」
 

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。
- (9) その他特記事項
- 特になし。

#### 4. 事業効果

##### (1) 定量的効果

指標名	基準値（2018年）	目標値（2024年）
留学する学生数（人）： 修士	0	44
留学する学生数（人）： 博士 <sup>1</sup>	0	4
留学生の学位取得率 （%） <sup>2</sup>	0	95

##### (2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。

<sup>1</sup> 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

<sup>2</sup> 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、ミャンマーの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、当国の開発課題解決のための人材育成並びに当国政府との人的ネットワーク構築を通じて、二国間の関係強化に資するものである。また、SDGs ゴール 4「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後のモニタリング計画

### (1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

### (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以 上